

特別徴収の事務取扱要領について（お願い）

★特別徴収とは

○納税者の便宜を図る目的から、納税者が一年間に納めなければならない町民税・都民税を12回に分けて、（月割額は6月から翌年5月まで）毎月給与が支払われる際、差し引いて納入していただくのが特別徴収の制度です。

★特別徴収義務者及び特別徴収税額の納入の方法

○地方税法第41条及び第321条の4並びに奥多摩町町税賦課徴収条例第44条の規定によって指定を受けた給与の支払者を特別徴収義務者といいます。

○特別徴収義務者は納税者に係る特別徴収税額の月割額を毎月給与を支払う際に徴収し、その合計額を納入書により翌月10日（土曜・日曜・祝日に当るときは翌日又は翌々日）までに指定金融機関又は収納代理金融機関から納入してください。

★特別徴収税額の変更

○確定申告書の提出や、その他の事由により税額を変更する必要がある場合は、町民税・都民税特別徴収税額変更通知書を送付いたしますので変更以後の徴収額は、新しく通知のあった税額により徴収してください。

★納税者に異動があった時等

○納税者が退職・転勤・休職等の理由により異動があった時は、異動届出書を翌月の10日までに必ずお送りください。記入につきましては記載例（6ページ）を参照してください。

○異動届出書の提出が遅れますと、納税者にご迷惑がかかる場合がありますのでご協力をお願いします。

★納税者が転勤し特別徴収を継続する場合

○納税者が転勤又は退職後、新たな勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合は、異動届出書に前勤務先で該当する事項を記入し、新たな勤務先を経由して送付してください。

★納税者が退職・休職・長欠などの場合の一括徴収制度について

○12月31日までの間に退職された方で、本人から一括徴収の申し出があった時は、未徴収税額を一括徴収して翌月10日までに納入してください。

○地方税法第321条の5第2項により、1月1日から4月30日までの間に退職された方は、本人の申し出がなくても給与又は退職手当等の支払いをする際に一括徴収することが義務づけられていますので、必ず一括徴収をしてください。

★退職者に退職手当等の支払いがあった場合

- 退職者に退職所得分離課税に係る所得割の納入税額がある場合は、納入書表面の退職所得分の欄にその税額を記入し、翌月10日までに納入書によって納入してください。
- 納入書裏面の「町民税・都民税納入申告書」にも必要事項を記入してください。

★月割額を翌月10日までに納入出来なかった場合

- 納期限までに月割額を納入出来なかった場合には、その翌日から納入の日までの日数に応じその月割額について次の表の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。
- 延滞金を計算する際、月割額で1,000円未満の端数があるときはその端数を切捨て計算します。

納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの金額（平成29年12月31日まで）	年2.8%
納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの金額（平成30年1月1日以後）	特例基準割合 [※] +1%（上限7.3%）
納期限の1ヶ月を経過した日の翌日から納入の日までの金額（平成29年12月31日まで）	年9.1%
納期限の1ヶ月を経過した日の翌日から納入の日までの金額（平成30年1月1日以後）	特例基準割合 [※] +7.3%（上限14.6%）

※ 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を平均した割合として財務大臣が告示した場合に、年1%の割合を加算した割合。

★納期の特例（年12回の納期を年2回に変更できる制度）について

- 地方税法第321条の5の2により、特別徴収税額の納期の特例（給与の支払を受ける方が常時10人未満の事務所・事業所その他これらに準ずるもの）を受けられる場合はご連絡ください。

★金融機関の地方税納入代行サービス（口座振替契約）等を利用される場合

- お取引先金融機関へお問い合わせください。なお、金融機関によってはご利用いただけない場合もあります。

★ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

- ゆうちょ銀行・郵便局を利用して納入することになった場合は、しおりの「指定通知書」に年月日等を記入し、第1回納入の際にゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。